ハ　集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

［ニ・ホ　略］

［六～八　略］

（放射線障害予防規程）

第二十一条　法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

［一～六　略］

七　放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び第二十四条第一項第一号ソにおいて単に「教育及び訓練」という。）に関すること。

［八～十八　略］

［2・3　略］

（放射線障害の防止に関する記帳）

第二十四条　法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一　許可届出使用者については、次によるものとする。

［イ～ヨ　略］

タ‖　第二十条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行つた者の氏名（点検又は校正を行つた者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

レ‖　第二十条第二項第三号に規定する措置の内容

［略］‖ソ

［略］‖ツ

ハ　集計した者の氏名

［ニ・ホ　同上］

［六～八　同上］

（放射線障害予防規程）

第二十一条　［同上］

［一～六　同上］

七　放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び第二十四条第一項第一号タにおいて単に「教育及び訓練」という。）に関すること。

［八～十八　同上］

［2・3　同上］

（放射線障害の防止に関する記帳）

第二十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ヨ　同上］

［号の細分を加える。］

［同上］‖タ

［同上］‖レ

二　［略］

三　許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者を除く。）については、次によるものとする。

［イ～ヘ　略］

ト　第一号ルからソまでに掲げる事項

四　廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。

［イ～ホ　略］

ヘ　第一号ルからカまで及びタからソまでに掲げる事項（ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。）

ト　［略］

五　［略］

［2・3　略］

二　［同上］

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　第一号ルからタまでに掲げる事項

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　第一号ルからカまで及びタに掲げる事項（ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。）

ト　［同上］

五　［同上］

［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。